

大 阪 市

道路区域線確定測量作業規程

令和 7 年 5 月

大 阪 市 建 設 局

## 第1章 総則

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 第1条 | 目的              | 1 |
| 第2条 | 作業種類の分類及び概要     | 1 |
| 第3条 | 業務の流れ           | 2 |
| 第4条 | 使用する機器及びシステム    | 3 |
| 第5条 | 観測データリストの作成     | 4 |
| 第6条 | 縮尺係数            | 4 |
| 第7条 | 機器等の検定等         | 4 |
| 第8条 | 機器等及び作業方法に関する特例 | 4 |
| 第9条 | その他の関係規程の準用     | 5 |

## 第2章 共通事項

### 第1節 資料調査

|      |           |   |
|------|-----------|---|
| 第10条 | 要旨        | 6 |
| 第11条 | 本市保管資料の収集 | 6 |
| 第12条 | 法務局資料の調査  | 6 |

### 第2節 土地台帳付属地図編集素図及び編集図作成

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 第13条 | 要旨     | 7 |
| 第14条 | 編集素図作成 | 7 |
| 第15条 | 編集図作成  | 7 |

### 第3節 多角測量

|      |                 |   |
|------|-----------------|---|
| 第16条 | 要旨              | 8 |
| 第17条 | 測量方式            | 8 |
| 第18条 | 作業工程            | 8 |
| 第19条 | 作業計画            | 8 |
| 第20条 | 選点              | 8 |
| 第21条 | 多角点の設置及び点の記作成   | 8 |
| 第22条 | 道路基準点の設置及び点の記作成 | 9 |
| 第23条 | 観測及び計算          | 9 |
| 第24条 | 品質評価            | 9 |
| 第25条 | 成果等の整理          | 9 |

## 第3章 中心網地区調査測量

### 第1節 調査測量

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 第26条 | 要旨                | 10 |
| 第27条 | 道路基準点及び既明示点の調査・復元 | 10 |
| 第28条 | 地先境界ブロック等の調査      | 10 |
| 第29条 | 境界標等の調査           | 10 |
| 第30条 | 観測                | 10 |

### 第2節 道路区域線確定

|      |          |    |
|------|----------|----|
| 第31条 | 要旨       | 12 |
| 第32条 | 仮道路基準点査定 | 12 |
| 第33条 | 観測値による計算 | 12 |
| 第34条 | 仮道路区域線査定 | 12 |
| 第35条 | 査定図作成    | 12 |
| 第36条 | 道路区域線確定  | 13 |

## 第4章 路線地区調査測量（境界確認路線）

### 第1節 調査測量及び平面測量

|      |      |       |    |
|------|------|-------|----|
| 第37条 | 要旨   | ----- | 14 |
| 第38条 | 調査測量 | ----- | 14 |
| 第39条 | 平面測量 | ----- | 14 |

### 第2節 道路区域線確定

|      |          |       |    |
|------|----------|-------|----|
| 第40条 | 要旨       | ----- | 15 |
| 第41条 | 仮道路区域線査定 | ----- | 15 |
| 第42条 | 査定図作成    | ----- | 15 |
| 第43条 | 道路区域線確定  | ----- | 15 |

## 第5章 路線地区調査測量（境界確定路線）

### 第1節 調査測量及び平面測量

|      |      |       |    |
|------|------|-------|----|
| 第44条 | 要旨   | ----- | 16 |
| 第45条 | 調査測量 | ----- | 16 |
| 第46条 | 平面測量 | ----- | 16 |

### 第2節 道路区域線確定

|      |                 |       |    |
|------|-----------------|-------|----|
| 第47条 | 要旨              | ----- | 17 |
| 第48条 | 仮道路区域線査定        | ----- | 17 |
| 第49条 | 査定図作成           | ----- | 17 |
| 第50条 | 道路区域線仮確定        | ----- | 17 |
| 第51条 | 土地所有者立会予定表及び予定図 | ----- | 17 |
| 第52条 | 土地所有者との協議       | ----- | 17 |
| 第53条 | 道路区域線確定         | ----- | 17 |

## 第6章 成果作成

第54条 成果作成 ----- 18

附則 様式及び作成要領等

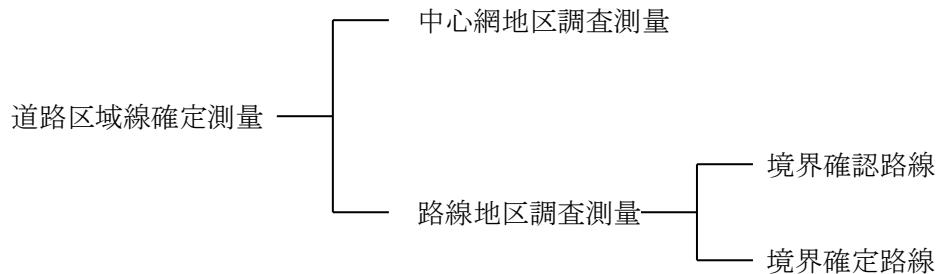
# 第1章 総 則

## (目的)

第1条 本規程は、大阪市建設局が実施する道路区域線確定測量について、使用機器及び作業方法等を定めることにより、必要な精度を確保するとともに成果の標準化及びその規格の統一を図ることを目的とする。

## (作業種類の分類及び概要)

第2条 大阪市建設局（以下、「計画機関」という。）が実施する道路区域線確定測量の作業種類の分類及び概要は、次のとおりとする。



中心網地区調査測量：耕地整理、土地区画整理等による面的開発が行われた地区において、道路中心点及び境界標等を調査・復元して公共基準点（多角点）から観測し、換地確定図や既明示等との比較及び調整により道路区域線を確定する作業

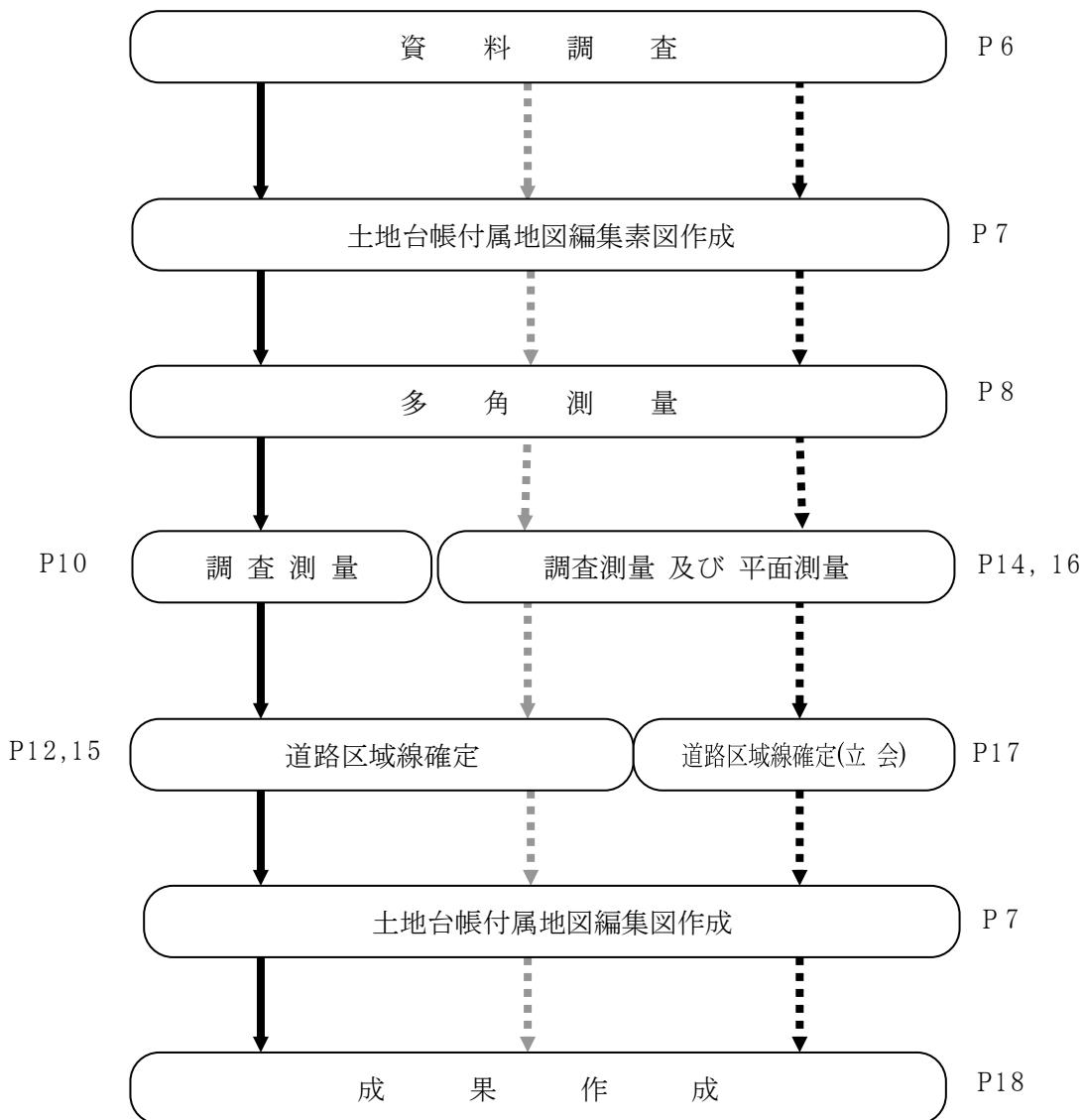
路線地区調査測量：中心網地区以外の地区（路線地区）において、既明示点、境界標等を調査・復元して公共基準点（多角点）から観測するとともに現況平面図を作成し、道路区域線を確定する作業

(境界確認路線) 路線地区的うち本市保管資料や調査・収集した資料等との比較及び調整により道路区域線を仮確定する路線

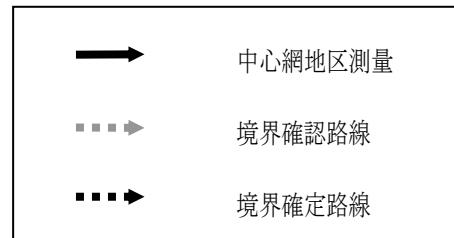
(境界確定路線) 路線地区的うち本市保管資料や調査・収集した資料等との比較及び調整により道路区域線を仮確定したのち、土地所有者との協議（立会）により道路区域線を確定する路線

(業務の流れ)

第3条 業務の流れについては以下のとおりとする。



凡 例



(使用する機器及びシステム)

第4条 観測、計算及び成果等の整理に関する主要な機器及びシステムは、次表に掲げるもの又はこれと同等以上のものを使用しなければならない。

| 機器・システムの区分               | 性　能  |
|--------------------------|--|
| 2級セオドライト                 | 最小読定値 10秒読   |
| 2級測距儀                    | 測定精度 ± (5mm + 5ppmD) 以下<br>D : 測定距離(mm)  |
| 2級トータルステーション             | 測角部 2級セオドライトに準ずる。<br>測距部 2級測距儀に準ずる。  |
| 鋼　巻　尺                    | J I S 1級   |
| データコレクタ<br>又は<br>メモリーカード | データコレクタが基本的に備えていなければならない主な性能は、次のとおりとする。<br><br>形状・操作性　　野外作業に適していること<br>観測値　　一度入力されると加工できないこと<br>その他　　観測値のチェック計算機能があること<br>観測値が所定の許容範囲を超えた場合、再測できる機能があること |
| データ処理システム                | (点検のための)自己点検機能を有するもの   |

(観測データリストの作成)

第5条 観測データリストは、データ処理システムにより作成することを原則とし、観測値等のデータコレクタへの入力順序は次表を標準とする。

| 順序 | データ項目        | 備考                 |
|----|--------------|--------------------|
| 1  | (スタートブロック)   |                    |
| 2  | 業務名          |                    |
| 3  | 機種           |                    |
| 4  | 番号           |                    |
| 5  | 観測者          |                    |
| 6  | 年月日          |                    |
| 7  | 天候           |                    |
| 8  | 風力           |                    |
| 9  | 気温           |                    |
| 10 | 気圧           | (p p m補正值／気圧単位フラグ) |
| 11 | 測点名          |                    |
| 12 | 備考           | 標識番号               |
| 13 | 機械高          |                    |
| 14 | 偏心           |                    |
| 15 | 対回数／セット数／方向数 |                    |
| 16 | 開始／終了時刻      |                    |
| 17 | (再測フラグ)      |                    |
| 18 | 視準点名         | 反射鏡定数              |
| 19 | 目標高          |                    |
| 20 | 観測番号         | 正反／対回／方向番号         |
| 21 | 水平角観測値       |                    |
| 22 | 鉛直角観測値       |                    |
| 23 | 斜距離測定値       |                    |
| 24 | (手入力コード)     |                    |
| 25 | (エンドブロック)    |                    |

(縮尺係数)

第6条 縮尺係数は測量法に示されている平面直角座標系（国土交通省告示第9号改正）第VI系上のものを用いるものとする。

(機器等の検定等)

第7条 測量作業機関（以下、「作業機関」という。）は、使用する機器及び網平均計算のプログラムについて検定機関の証明書等を提出し、計画機関の承諾を得なければならない。

(機器等及び作業方法に関する特例)

第8条 本規程の定めと異なる機器又は作業方法等を用いる必要がある場合は、計画機関が必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障が無いと認め、指示又は承諾したものに限り、作業の一部に用いることができる。

(その他の関係規程の準用)

第9条 本規程に定めのない事項については、「大阪市公共測量作業規程」及び「大阪市3・4級公共基準点測量作業要綱」を準用する。

## 第2章 共通事項

### 第1節 資料調査

#### (要旨)

第10条 資料調査とは、道路区域線確定測量範囲の土地及び境界等に関する資料を整理するため、計画機関が貸与する本市保管資料の収集や法務局に備える資料等の調査を行う作業をいう。

#### (本市保管資料の収集)

第11条 計画機関が貸与する次表の資料について転写等を行い整理するものとする。

|                              |
|------------------------------|
| (1) 大阪市認定道路区域線調査図、換地確定図、再測図等 |
| (2) 既明示資料（既明示図・野帳・台帳等）       |
| (3) 道路基準点点の記                 |
| (4) 大阪市公共基準点成果及び点の記（街区基準点含む） |
| (5) 認定路線網図                   |
| (6) 路線図（旧道路台帳）               |
| (7) 受益者負担図（徴収図）              |
| (8) 買収図（用地図）                 |
| (9) 村図（旧地籍図）                 |
| (10) 大阪市道路現況平面図（道路台帳図1/500）  |
| (11) 法定外公共物特定図面              |
| (12) その他参考資料                 |

#### (法務局資料の調査)

第12条 計画機関が調査した公図をもとに作業機関で法務局に備える次表の資料について調査を行い整理するものとする。

|                             |
|-----------------------------|
| (1) 全部事項証明書（土地）又は要約書        |
| (2) 地積測量図                   |
| (3) 土地台帳付属地図                |
| (4) 旧土地台帳（計画機関が必要と判断した場合）   |
| (5) 移記閉鎖登記簿（計画機関が必要と判断した場合） |

## 第2節 土地台帳付属地図編集素図及び編集図作成

### (要旨)

第13条 土地台帳付属地図編集素図（以下、「編集素図」という。）作成とは、第11条及び第12条で整理した資料を大阪市道路現況平面図（道路台帳図1/500）上に重ね合わせた図面を作成する作業をいう。また、土地台帳付属地図編集図（以下、「編集図」という。）作成とは、編集素図を基に確定した道路区域線の位置を反映させた図面を作成する作業をいう。

### (編集素図作成)

第14条 編集素図は、第11条で整理した資料を基に、第12条で整理した土地の地番の位置を特定し、大阪市道路現況平面図に重ね合わせて作成するものとする。

### (編集図作成)

第15条 編集図は、編集素図を基に確定した道路区域線を重ね合わせ、道路内地番との位置関係を補正して作成し、作成後は計画機関の承諾を得るものとする。

### 第3節 多角測量

(要旨)

第16条 多角測量とは、大阪市が管理する公共基準点に基づき、新点である基準点の位置を定める作業をいう。

(測量方式)

第17条 多角測量は、単路線方式又は結合多角方式により行うものとする。ただし、計画機関が特に指示又は承諾した場合はこの限りでない。

(作業工程)

第18条 作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 作業計画
- (2) 選点
- (3) 多角点の設置及び点の記作成
- (4) 觀測
- (5) 計算
- (6) 品質評価
- (7) 成果等の整理

(作業計画)

第19条 多角測量の作業計画は、「大阪市公共測量作業規程 第25条」を準用する。

(選点)

第20条 多角点の選点は、「大阪市公共測量作業規程 第26条～第30条」を準用する。

2 計画機関が作成した選点図にもとづき、現地において既知点の現状を調査するとともに新点の位置が道路区域内かつ隣接する基準点と視通可能であるか確認する。

3 平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承諾を得るものとする。

(多角点の設置及び点の記作成)

第21条 多角点の設置及び点の記作成は、「大阪市公共測量作業規程 第31条～第33条」を準用する。

2 点の記は、新点または移設を行った大阪市公共基準点等、計画機関が必要とする点について作成するものとする。

(道路基準点（大阪市5級基準点）の設置及び点の記作成)

第22条 道路基準点（大阪市5級基準点）の設置及び点の記作成は、道路形状により結合多角方式ができない道路等について道路基準点（大阪市5級基準点）を設置し、点の記を作成するものとする。ただし、計画機関の承諾を受けて設置するものとする。

(観測及び計算)

第23条 多角点の観測及び計算は、「大阪市3・4級公共基準点測量作業要綱」及び「大阪市公共測量作業規程 第34条～第38条及び第40条～第43条」を準用する。

2 道路基準点の観測及び計算については、計画機関の指示によるものとする。

(品質評価)

第24条 多角点の品質評価は、「大阪市公共測量作業規程 第44・45条」を準用し、大阪市公共測量作業規程 付録4標準様式 様式第2-1 「品質評価表 総括表」及び様式第2-2 「品質評価表 個別表」を作成するものとする。

2 品質評価における詳細内容は、計画機関の指示によるものとする。

(成果等の整理)

第25条 成果等の整理は、「大阪市公共測量作業規程 第46条」を準用する。

2 成果等の整理における詳細内容は、計画機関の指示によるものとする。

## 第3章 中心網地区調査測量

### 第1節 調査測量

#### (要旨)

第26条 調査測量とは、道路基準点、既明示点、地先境界ブロック、境界標等の現地確認調査及び亡失している道路基準点、既明示点等の復元を行うとともに、多角点から観測し数値データを取得する作業をいう。

#### (道路基準点及び既明示点の調査・復元)

第27条 道路基準点（10m控え点等含む）及び既明示点の調査・復元は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 資料毎に現地の家形や構造物（マンホール、電柱、建物、門扉等）の形状に変化がないかを調査し、鋼巻尺を用いて各見出し位置からの点検測量を行い、比較数値を報告する。
- (2) 道路基準点及び既明示点が亡失している場合は各資料から復元し、復元状況を報告する。
- (3) 前号において道路基準点及び既明示点に異状が認められる場合又は、復元が困難な場合については、計画機関の指示を受けること。

#### (地先境界ブロック等の調査)

第28条 地先境界ブロック等の調査は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 調査箇所は全ての屈曲部とし、屈曲部間が長い場合は約10m間隔において調査する。また、街区の両端付近についても調査する。
- (2) 地先境界ブロック等の位置が確認できない箇所については、計画機関の指示を受けること。

#### (境界標等の調査)

第29条 境界標等の調査は、第11条及び第12条で整理した地積測量図、換地確定図等の関係資料を参考として、現地に埋標されている金属標や石杭の↑+、刻印等を調査するものとする。

#### (観測)

第30条 第27条～第29条で調査・復元した道路基準点及び既明示点、地先境界ブロック、境界標等について、多角点から観測し数値データを取得する。観測対回数及び観測における許容範囲は次表のとおりとする。ただし、距離が短い場合の水平角観測の較差は、距離の制限に影響を与えない範囲とする。

・本市設置

| 項目    |              | 区分           | 調査測量 |
|-------|--------------|--------------|------|
| 水平角観測 | 又はトータルステーション | 対回数          | 1    |
|       |              | 水平目盛位置       | 0°   |
|       |              | 較差           | 20"  |
| 距離測定  | 又はトータルステーション | セット数         | 1    |
|       |              | 1セット内の測定値の較差 | 5mm  |
|       | 鋼巻尺          | セット数         | 1    |
|       |              | 2読定の較差       | 3mm  |

・本市以外設置

| 項目    |              | 区分           | 調査測量 |
|-------|--------------|--------------|------|
| 水平角観測 | 又はトータルステーション | 対回数          | 0.5  |
|       |              | 水平目盛位置       | 0°   |
|       |              |              |      |
| 距離測定  | 又はトータルステーション | セット数         | 1    |
|       |              | 1セット内の測定値の較差 | 5mm  |
|       | 鋼巻尺          | セット数         | 1    |
|       |              | 2読定の較差       | 3mm  |

※本市設置とは、道路基準点、既明示点、境界標等、本市において設置（復元含む）した物をいい、本市以外設置とは、それ以外の物をいう。

ただし地先境界ブロックは、本市以外設置の観測方法とする。

## 第2節 道路区域線確定

### (要旨)

第31条 道路区域線確定とは、調査測量の結果を基に作業機関において仮道路基準点を決定し、仮道路区域線の査定図を作成したのち、計画機関の指示のもと仮道路区域線の精査を行い、道路区域線を確定する作業をいう。

### (仮道路基準点査定)

第32条 仮道路基準点は、第30条の結果を基に、第27条で調査した道路基準点及び既明示点を使用し、道路交差部及び屈曲部等に仮道路基準点を決定する。ただし、作業機関において仮道路基準点の決定が困難な場合は、計画機関の指示を受けるものとする。

### (観測値による計算)

第33条 観測値による計算は、第32条の結果を基に次の計算を行うものとする。

- ア. 隣接する仮道路基準点間の距離及び角度
- イ. 仮街区辺長
- ウ. 隅切剪除長及び辺長
- エ. 仮街区面積
- オ. 垂線計算による仮道路基準線からの既明示点、地先境界ブロック及び境界標等の距離

### (仮道路区域線査定)

第34条 仮道路区域線査定は、第33条の結果に基づき次の事項について検討するものとする。

- ア. 換地等街区辺長と仮街区辺長の比較
- イ. 換地等基準点間と仮道路基準点間の距離及び角度の比較
- ウ. 仮道路基準線と地先境界ブロック及び境界標等の比較
- エ. 仮道路基準線と既明示点の比較
- オ. 仮街区線と地先境界ブロック及び境界標等の比較
- カ. 地積測量図と境界標等の比較
- キ. 公簿面積、換地面積、実測面積の比較
- ク. その他道路区域線確定に必要な資料

### (査定図作成)

第35条 査定図は、第34条の結果と第30条、第33条により得られた数値及び第11条、第12条により得られた事項等を記入し作成するものとする。

(道路区域線確定)

第36条 計画機関の指示のもと、第35条で作成した査定図を基に仮道路区域線を調整し、  
道路区域線を確定するものとする。

## 第4章 路線地区調査測量（境界確認路線）

### 第1節 調査測量及び平面測量

#### (要旨)

第37条 調査測量及び平面測量とは、道路基準点、既明示点、地先境界ブロック、境界標等の現地確認調査及び亡失している道路基準点、既明示点等の復元を行うとともに、多角点から観測し数値データの取得及び現況平面図（数値地形図）を作成する作業をいう。

#### (調査測量)

第38条 調査測量は、第27条～第30条の規定による。

#### (平面測量)

第39条 平面測量は、多角点から地形、地物等の観測を行う。ただし、やむを得ない場合は、多角点から補助基準点を設置したのち、その補助基準点から観測し現況平面図（数値地形図）を作成するものとする。

補助基準点は、多角点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置するものとする。観測における許容範囲は次表を標準とする。

| 区分      |     | 水平角観測            | 鉛直角観測 | 距離測定 |
|---------|-----|------------------|-------|------|
| 方法      |     | 2対回<br>(0°, 90°) | 1対回   | 2回測定 |
| 較差の許容範囲 | 倍角差 | 60"              | 60"   | 5mm  |
|         | 観測差 | 40"              |       |      |

## 第2節 道路区域線確定

### (要旨)

第40条 道路区域線確定とは、調査測量及び平面測量の結果を基に作業機関において仮道路区域線の査定図を作成したのち、計画機関の指示のもと仮道路区域線を精査し、道路区域線を作成する作業をいう。

### (仮道路区域線査定)

第41条 仮道路区域線査定は、第38条及び第39条の成果を基に次の事項について検討するものとする。

- ア. 現地既明示点と既明示図の比較
- イ. 現地既明示点と地先境界ブロック及び境界標等の比較
- ウ. 現地既明示点と地積測量図の比較
- エ. 現地既明示点とその他の資料等との比較

### (査定図作成)

第42条 査定図は、第41条の結果と第38条、第39条により得られた数値データ及び第11条、第12条により得られた事項等を記入し作成するものとする。

### (道路区域線確定)

第43条 計画機関の指示のもと、第42条で作成した査定図を基に仮道路区域線を調整し、道路区域線を作成するものとする。

## 第5章 路線地区調査測量（境界確定路線）

### 第1節 調査測量及び平面測量

(要旨)

第44条 調査測量及び平面測量とは、道路基準点、既明示点、地先境界ブロック、境界標等の現地確認調査及び亡失している道路基準点、既明示点等の復元を行うとともに、多角点から観測し数値データの取得及び現況平面図（数値地形図）を作成する作業をいう。

(調査測量)

第45条 調査測量については、第38条の規定による。

(平面測量)

第46条 平面測量については、第39条の規定による。

## 第2節 道路区域線確定

### (要旨)

第47条 道路区域線確定とは、調査測量及び平面測量の結果を基に作業機関において仮道路区域線の査定図を作成したのち、計画機関の指示のもと仮道路区域線を精査し、現地において土地所有者と協議のうえ道路区域線を確定する作業をいう。

### (仮道路区域線査定)

第48条 仮道路区域線査定については、第41条の規定による。

### (査定図作成)

第49条 査定図作成については、第42条の規定によるものとする。

### (道路区域線仮確定)

第50条 計画機関の指示のもと、第49条で作成した査定図を基に仮道路区域線を調整し、道路区域線を仮確定するものとする。

### (土地所有者立会予定表及び予定図)

第51条 土地所有者立会予定表及び予定図の作成にあたり、第12条で得られた資料を基に、土地所有者立会計画表を作成し、計画機関へ提出するものとする。

2 計画機関が指示する土地所有者との立会箇所について、土地所有者に関する調書を基に、土地所有者立会予定表及び立会予定図を作成し、計画機関の承諾を得なければならない。

3 土地所有者立会予定表を基に、立会通知書（依頼書）を作成し、計画機関の確認を受けたのち、土地所有者に送付しなければならない。

### (土地所有者との協議)

第52条 第51条で作成した土地所有者立会予定表に基づき、計画機関とともに現地において土地所有者と第50条で仮確定した道路区域線について協議を行わなければならない。

### (道路区域線確定)

第53条 第52条の協議が成立したときは、承諾書に土地所有者の署名、押印を得なければならない。

2 前項で得られた承諾書の写し及び承諾図（現況平面図上に道路区域線及び道路幅員を朱線引きで記入したもの）を、土地所有者に送付しなければならない。

## 第6章 成果作成

(成果作成)

第54条 成果の作成については、成果一覧表に基づき作成するものとする。